

## 第73回行政苦情救済推進会議議事概要

1 日 時：平成19年10月23日（火）14:00～16:00

2 場 所：全国町村会館第2会議室

3 出席者

（メンバー）

座 長	堀 田	力
	秋 山	收
	加賀美	幸 子
	加 藤	陸 美
	谷	昇

（敬称略）

（総務省）

行政評価局長	関	有 一
大臣官房審議官	新 井	英 男
行政相談課長	新 井	豊
行政相談業務室長	榎 本	泰 士

4 会議次第

（1）新規付議事案の審議

- 障害者自立支援制度における心身障害者扶養共済制度の給付金の取扱いの改善
- 郵便貯金の払戻金に関する権利消滅について

（2）その他

5 議事

（堀田座長）

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、お手元の議事次第のとおり、新規付議事案2件、それぞれ50分程度ずつ進めてまいりたいと思います。

はじめに、「障害者自立支援制度における心身障害者扶養共済制度の給付金の取扱いの改善」の事案について事務局から説明してください。

(1) 新規付議事案の審議

① 障害者自立支援制度における心身障害者扶養共済制度の給付金の取扱いの改善

《室長から事案の概要を説明》

(事案の概要)

- 障害者支援施設入所者のうち非課税世帯の場合は、障害者自立支援制度上施設の利用負担について各種の軽減措置が講じられるが、心身障害者扶養共済制度の給付金は、この軽減措置を行うに当たっての利用負担額算定の対象収入となっているため、給付金を支給されても目減りしてしまい、ほとんど手元に残らない。一方、入所者の世帯が生活保護世帯の場合、障害者自立支援制度上の負担を求めないこととしているため、当該給付金を受給することとなっても、生活保護費ともども丸々手元に残ることとなっている。給付金を障害者支援施設等の利用者負担額の定率負担や実費負担の算定の対象収入として認定しないよう制度を改善してもらいたい。

(堀田座長)

今回は第1回目ですが、まず、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

(秋山委員)

「入所施設等の利用者負担額の所得区分別比較」の説明で、生活保護世帯については、共済制度給付金の2万円又は4万円がそのまま手元に残る上に、制度上個人負担等個別の負担がないために、生活保護費として給付される月額4～5万円もそのまま手元に残るといえることですか。

(室長)

そのとおりです。生活保護世帯の場合でも、共済制度給付金は収入とみなされますが、もともとその前段階で生活保護世帯からは負担をとらないことになっていますので、まず、2万円又は4万円は収入として手元に残るといえることとなります。また、生活保護費そのものも、通常、単身世帯で入所している者に対しては4万円から5万円が支給されるとされていますが、それも自立支援制度上の負担対象とならないで手元に残るといえることです。

(秋山委員)

そうしますと、生活保護費を受給しないで年金だけ、あるいは年金と共済制度給付金だけの方の場合には、25,000円程度のわずかな額しか残らないのに、生活保護世帯の場合には、共済制度給付金のほかに生活保護費も丸々手元に残るといえることとなりますが、むしろそのことの方が、大きなアンバランスなのではないでしょうか。

本件については、申出内容がその点を問題にしていけないので、この場でも問題にしていけないということでしょうか。

(局長)

確かに、ご指摘のとおり、その問題はあると思われませんが、事務局としては、共済制度

給付金の2万円又は4万円という額が最終的にどうなるのかという部分に注目しました。

(秋山委員)

もう1点は、最高裁判所の判例の中で、生活保護制度における共済制度の給付金は、介護や自立に必要な資金であり収入とは異なるという判断がされていますね。そのような判断であれば、生活保護世帯であろうと、障害基礎年金しか収入がない世帯であろうと、その給付金の性格についての判断は別に異なるところがないような気がします。

(室長)

私もそのような感じがしておりましたが、その辺の考え方につきましては委員の方々のお知恵をいただければと思います。

(加藤委員)

ちょうどこの共済制度ができたころは、厚生省で現役であったため、当時のことはよくわかります。これは、最低の金額の者の例でありますので、例えば低所得世帯の人で多少の収入があれば、生活保護費を上回ってくるケースもございますけれども、極端の場合はご説明のあった例のようになってしまう。このような場合、生活保護制度上はどう扱うのでしょうか。

(室長)

ここに挙げた低所得世帯の例は、月額6、7万円の障害基礎年金(2級)を受給しているため、生活保護の対象とはなりません。

(加藤委員)

バランスを失しないようにしていくためには、低所得者の手元に残る額が少しでも多くなるよう傾斜的に所得に応じた微調整をしていく必要があるのかなと思われまます。改めて確認しますが、生活保護受給者における共済制度給付金についても、自立支援法上収入であると考えられているのですか。

(室長)

共済制度給付金は、自立支援制度上は収入とみなされています。ただ、その前段階として、生活保護世帯に対しては、自立支援制度上いかなる負担も求めないとされているため、結局、生活保護費ともども丸々残ってしまうという現象が起きるということです。

(加藤委員)

ここに例示されている低所得者については、現実の所得が生活保護費を受給してしかるべき状態になっているのではないのでしょうか。そういう階層が現実にあります。極限のところの手当をどうするかという技術的な問題、微調整の問題ではないのでしょうか。

(秋山委員)

生活保護世帯というのは、生活保護費を除く収入は必ずしもゼロではないはず。生活保護世帯と低所得者の収入の決定的な違いは何ですか。

(室長)

生活保護そのものは、自らの財産をフル活用しても、なお最低限の生活ができない者に対し不足分を給付する制度です。先程、預貯金が500万円以下であることが個別減免を受けられる条件だと申し上げましたが、低所得者は何がしかの財産を持っていますので、確かに苦しさという意味ではほぼ等しいかもしれませんが、このような生活保護制度上の財

産要件を満たさないことから、生活保護の申請をしても認められないということです。

(加賀美委員)

国民の立場で申し上げたいと思います。本件については、苦情が全国的な課題であるということ、共済制度の目的である障害者の生活の安定という効果が現れていないということがあります。実態を見て、見直しを行うということは常に大事ではないか。この問題の解決として微調整が必要と言われましたが、そのような微調整により解決することが、そんなに大変なことなのかと思います。

(谷委員)

制度そのものについて言及することは容易ではないと思います。運営上の考え方が趣旨・目的に沿っているのかどうか。制度そのものを変えるというより、何か違った形で解決していくべきではないかと思います。「共済制度給付金は収入に入れない」という方向で考えると、共済制度に税金で助成が行われているという現状もあり、税の公平さという点で問題も出てくるかも知れません。

(堀田座長)

まず形式的に言って、現状のままでやむを得ないとするのか、収入に算定すべきではないとするのか。あるいは、バランスをとって様々な負担等について考慮しながら、手元に残る金額を増額するよという結論を出すのか。生活保護世帯に負担させるということは選択肢としてないと思いますが、今申し上げたような方向であっせんするとした場合、法改正が必要となるものがありますか。

(事務局)

共済制度給付金の取扱いについては、施行規則の規定と、これを受けたマニュアル（実施要領）で明らかにされており、この取扱いを変更するとなると施行規則の改正が必要となってきます。ただ、法律改正までする必要はないと思われます。

(堀田座長)

バランスをとるために定率負担額を変えとした場合は、何を改正する必要がありますか。

(事務局)

定率負担額の見直しですと、施行令も関係してくるかもしれません。

(堀田座長)

収入に算定するのか、バランスをもっと考慮するのか。政策論的にいいのかどうか考えることも必要です。このままでは共済制度に加入するというインセンティブがなくなってしまうのではないか。収入とは何かといった収入の性質論と政策論。加賀美委員がおっしゃるように、国民の立場からみたとき、どちらの結論がいいのか、バランスをどのようにとれば国民の納得を得ることができるのかという問題であると思います。

(秋山委員)

もう一つ質問ですが、障害者自立支援施設は、高所得の方は利用されているのですか。

(室長)

必ずしも低所得者というわけではありません。障害の程度でいいますと、中～重度の方が入所できるようですが、特に重度の方を優先的に入れていると聞いています。

(秋山委員)

一定以上の資金が手元にある方はあまり救済する必要がないのではないのでしょうか。仮に救済の範囲を広げるとしても、一定の所得の範囲内の方ということでもいいのではないのでしょうか。最高裁判所の判断にあるように、共済制度給付金に対して、介護や自立のために必要な資金として必要と感ずる人たちを対象として救済をするということが結論となってくるのではないのでしょうか。

(加藤委員)

共済制度は、道府県（政令市）において条例で運用している制度であり、加入者数と受給者数との関係からみて、制度としての収支は極めて厳しい状況にあります。

(室長)

共済制度は各道府県が条例で運営しており、独立行政法人福祉医療機構が再保険として、さらに生命保険会社と契約しています。この制度には、国から年間46億円が補助されており、また道府県も同じ額を補助しています。因みに、東京都が単独で運営していた給付金制度は財政的に立ちゆかなくなり、今年の3月に廃止されています。

(加藤委員)

税金で助成している共済制度ですから、全くの保険（つまり、給付金の全額を手元に残す）というわけにはいかない。自立支援制度上でもう少し手元に残る額が増えるような微調整が技術的にできるかどうかだと思います。

(堀田座長)

できるかどうか確認する必要があります。既に税金で助成されており、破綻していると言えば破綻しています。

(堀田座長)

共済制度において1口（2万円）と2口（4万円）に限定した理由は何ですか。また、この割合はどのくらいですか。

(谷委員)

1口加入者及び2口加入者の割合と、その趨勢についてどのようになっているか調べて下さい。

(秋山委員)

共済制度給付金の性格については収入としないと最高裁判所で判断されたのだから、自立支援制度でもその点は変わらないはずです。どのような過程でこのような判断が出たかわかりませんが、判決理由として言っているのですか、それとも傍論的な部分で言っているのですか。

(事務局)

判決理由の要旨ですが、「昭和63年1月から支給を受けている石川県心身障害者扶養共済制度条例（本件条例）9条に基づく月額2万円の心身障害者扶養共済年金（本件年金）を被控訴人の収入と認定した点について、生活保護法4条1項の「利用し得る資産等」あるいは同法8条1項の「金銭等」にあたるか否かの判断は、本件年金の目的が生活保障の面よりも福祉増進、自立助長の面がより強いものというべきであるから、本件年金をもって生活保護法4条1項の利用し得る資産等及び8条1項の金銭等にあたるとみるのは相

当ではない。本件年金は被控訴人の自立助長のために活用することが許される金銭とみるべきである。」とされています。

(堀田座長)

厚労省の主張が正しいかどうかにも関わるところですが、本日のところはこの辺にしてあとは宿題ということにします。まずは、収入の意味について、心身障害者扶養共済制度の給付金について、自立支援制度の収入と生活保護制度の収入の意味が違うのか、実際の使い道の意味が違うのかという点も含め、確認して下さい。それから、微調整等の技術的な面も検討してみて下さい。この問題を解決するために変えるところがあるとなれば、どこを変える必要があるのか、また、半分だけ収入とみるなどの微調整が可能かについて検討して下さい。

## ② 郵便貯金の払戻金に関する権利消滅について

それでは、議事次第の2番目、「郵便貯金の払戻金に関する権利消滅について」の事案について審議をお願いします。事務局から事案について説明してください。

《室長から事案の概要を説明》

(事案の概要)

- 私は、定額郵便貯金の満期後、貯金証書を紛失していることに気づき、全額払戻しのため郵便局から払戻証書の交付を受けたが、当時私は、入退院を繰り返しており、払戻証書のことをすっかり忘失してしまい、払戻金に関する権利を消滅してしまった。この払戻証書について、有効期間(6か月)経過後3年間、再交付の請求を行わないと、払戻金に関する権利が消滅してしまうとのことであるが、貯金証書を紛失した場合は、払戻証書の交付を受け、それと引き換えでなければ、払戻金を受け取ることができないということではなく、市中銀行のように、郵便局の窓口において、本人確認等ができれば払戻金を受け取ることができるようにしてほしい。また、払戻証書による払戻金請求の権利消滅までの期間(通算3年6か月)は、事情を抱える者にとっては余りに短いので、これを延ばすことができないか、検討してほしい。

(堀田座長)

ご意見、ご質問があればお願いします。

(加賀美委員)

払戻証書による払戻金請求の権利消滅について直前にお知らせするようなことは、大変なことでしょうか。また、そんなに忘れる人がいるのでしょうか。

(室長)

本件払戻金の権利消滅ですが、原因としては、一つには、うっかりして忘れてしまったというのがあり、また、そのほかにもいろいろな事情があって、毎年5万件くらいの権利が失われています。

(堀田座長)

払戻証書による払戻金請求の権利消滅の規定は、戦前から引き継がれている旧郵便貯金法にあるわけですね。市中銀行は市民生活の原則に沿った扱いをしているが、郵便貯金ではゼロにしてしまうわけですね。

(堀田座長)

国は、今日の郵政民営化に当たり、払戻証書による払戻金請求の権利消滅の趣旨について検討したのでしょうか。それを今回そのまま引き継ごうとしているが、きちんと再検討すべきであったのではないのでしょうか。その辺の検討状況について知りたいと思いますので、調べて下さい。

(加賀美委員)

なぜ貯金証書を紛失した場合、払戻証書の交付を受け、それと引き換えでなければ払戻金を受け取ることができないのか、その理由がわからない。二重払いをさけるための措置でしょうか。第三者に支払うのを避けるための措置でしょうか。

(秋山委員)

払戻証書を止めないというのは、貯金原簿を管理しているのが貯金事務センターであり、郵便局では貯金の存在を確認できないからということですか。

(室長)

銀行のように支店ごとに口座等を管理していないため、ご本人が行っても郵便局では確認できず、貯金事務センターに確認しないといけないということです。確認の証として、払戻証書が発行されています。

(秋山委員)

市中銀行並みにするとすると、膨大な設備投資が必要になるのでしょうか。そこは、やはり認めてやらざるを得ないのでしょうか。

(室長)

民営化後、郵便貯金は、郵貯・簡保管理機構とゆうちょ銀行に分かれています。貯金事務センターはゆうちょ銀行が引き継いでいます。郵貯・簡保管理機構は、ゆうちょ銀行に諸々の事務を委託することになっています。

(秋山委員)

長期間異動のない預金の取扱いについて、ゆうちょ銀行と市中銀行間では、5年と10年の違いはあるけれども、ゆうちょ銀行が新たに取扱いを始める貯金は、市中銀行に合わせるといえることですか。

(室長)

そのとおりです。

(堀田座長)

ゆうちょ銀行が払戻証書の発行を続けるということは、貯金事務センターとの関係でしょうか。工夫すれば、郵便局の窓口でもコンピューター照合で確認できるようになるのではないのでしょうか。調べてみて下さい。

(谷委員)

小さな郵便局では無理だとしても、核となる郵便局で行うという方法もあります。

(堀田委員)

ゆうちょ銀行では、払戻証書についての有効期間が6か月というのは従来どおりですが、権利消滅については3年6か月から5年間に延ばしていますね。

(室長)

この5年というのは、商法の「消滅時効」に合わせています。

(秋山委員)

市中銀行の10年という期間は商法上のものですか。

(堀田座長)

民法、商法上の時効については、元々当事者の中でこれを援用しないということであれば、権利関係はいつまでも続くというものです。

(室長)

先ほど市中銀行の一般的な消滅にかかる事務処理を説明しましたが、郵便貯金自体の権利消滅においても、最後の預払い(満期を含む)から10年経過したときに「払戻しを勧める」お知らせを送付しています。また、その後10年間引き続き払戻の請求がないときは、払戻の請求をすべき旨催告し、その後2か月を経過しても、なお、払戻しの請求がないときに、権利消滅するとされています。

(谷委員)

最近、民間の保険でも放置しておいて、企業の利益となっているのが記事になっていましたね。こんなことは許されないのではないのでしょうか。

(秋山委員)

郵政当局としては、旧制度上で契約したものだから、従来どおりの取扱いとするということなのでしょう。

(堀田座長)

ゆうちょ銀行では、消滅時効を援用しないでいつでも支払うという取扱い、一方、管理機構の旧定額貯金については現行どおり権利消滅とする取扱いというように取扱いが異なっています。

法律の規定に拠るところであっても、その内容については、せめてゆうちょ銀行並みにするという考え方もあるかと思えます。

(秋山委員)

現行の払戻証書による払戻金に関する権利が消滅する期間3年半で気付かない人は、この期間を5年や10年に延長しても気付かないでしょう。結論の先取りになりますが、3年半経った時点でもう一度催告を実施するということが現実的だと思われます。

(加藤委員)

時効制度も法的安定性という意味では必要な考え方だと思います。一方で権利は続いているので、忘れていたという人に対しては何年経ってもお付き合いしましょうという考え方もあると思います。

(審議官)

郵貯・簡保管理機構との関係も考慮する必要があるのではないのでしょうか。管理機構は

いつまで存続するのか、そもそも、いつまでも業務を残すという組織ではないため、特定の期間を設け、権利消滅とする旧法の規定によることとしているのではないのでしょうか。

(堀田座長)

法律改正については難しい点もあるかも知れないが、払戻しについて、ゆうちょ銀行の取扱いに拠るべきともっていければすっきりとするので、この点についても検討してみてください。催告通知の実施については、あっせんの方で検討を進めてください。

以上